

日常生活自立支援事業はあなたのあんしん・いきいき生活を応援します

ここが知りたいなるほど 質問箱

にち じょう せい かつ じ りつ し えん じ ぎょう
日常生活自立支援事業

ホームヘルパーさんに
来て欲しい

利用者のための
手続きをお手伝いします



通帳などの大事な
書類の管理が心配

安全な場所にお預かりします



お金の支払いで
いつも迷ってしまう

生活支援員が
お手伝いにうかがいます

日常生活
自立支援事業が
お手伝いします

Q1 日常生活自立支援事業とは どんな制度なの？

A

あなたの暮らしの“あんしん”を
お手伝いする制度です。

福祉サービスを利用したいけれど、手続きの仕方がわからない。銀行に行ってお金を下ろしたいけれど、自信がなくて誰かに相談したい。商品勧誘の人が来たとき、どう対応したらいいかわからない。

毎日の暮らしのなかにはいろいろな不安や疑問、判断に迷ってしまうことがたくさんあります。日常生活自立支援事業は、このような場合に、**福祉サービス**の利用手続きや、金銭管理のお手伝いをして、あなたが生き生きと安心して暮らせるようにサポートします。

福祉
サービス

金銭
管理

安心

福祉サービスって何？

介護保険法に基づく高齢者福祉サービス、障害者総合支援法に基づく知的障害者、精神障害者福祉サービスなどです。例えばホームヘルプサービスやデイサービス、食事サービス、入浴サービス、外出支援サービスなどさまざまなものがあります。

相談からサービスの提供まで、あなたのまちの社会福祉協議会がお手伝いします。

日常生活自立支援事業は、社会福祉協議会が実施しています。

相談からサービスの提供にいたるまで、各地域の社会福祉協議会で働く「専門員」「生活支援員」がみなさんのところにうかがいます。

社会福祉協議会とは？

地域の住民や福祉・保健の関係者、行政機関、ボランティアなどによって構成されています。全国すべての市町村にネットワークを持ち、地域福祉を推進する公共性の高い団体です。

専門員の役割

困りごとや悩みについて相談を受けます。そしてご本人の希望をもとに適切な支援計画をつくり、契約までサポートします。サービスの利用を始めてからも、支援計画を変えたい場合や心配な点があれば、いつでも相談にうかがいます。



生活支援員の役割

契約内容にそって、定期的に訪問します。福祉サービスの利用手続きや預金の出し入れをサポートします。

Q2 ひと り よう どんな人が利用できるの？

A

じ ぶん ふく し けい やく
自分ひとりで福祉サービスの契約などの
はん だん ふ あん かた せい かつ ひ
判断をすることが不安な方や、生活費の
かん り こま かた り よう
管理に困っている方などが利用できます。

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などで、判断能力が不十分な方が対象になります。なお、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳を持っていたり、認知症の診断を受けている方に限られるものではありません。

この事業は、利用者本人と契約によりサービスの提供を行います。また、判断能力が著しく低下し、契約を結べない方は、成年後見制度（Q 7 参照）を利用することによりサービスの提供がおこなわれます。

こまった

不安

わからない



福祉サービスを使いたいけど、どうすればいいかわからない方

計画的にお金を使いたいけど、いつも迷ってしまう方



最近物忘れが多くて、預金通帳をちゃんとしまったかいつも心配な方



介護保険関係の書類がたくさんくるけど、どう手続きしたらいいかわからない方



施設や病院に入所、入院した場合でも利用できます。



福祉施設に入所したり、病院に入院した場合でも、日常生活自立支援事業のサービスを利用することができます。専門員や生活支援員が定期的に訪問して、施設や病院での生活のサービスの利用に関する情報提供や相談、助言、施設や病院などの利用料の支払いなどのお手伝いをします。

※施設、病院で実施している金銭管理サービスと連携を図ります。

Q3 どんなサービスがあるの？



福祉サービス利用の申し込み、契約手続き、
日常的なお金の出し入れ、預金通帳の預かり
などのお手伝いをします。

日常生活自立支援事業は、福祉サービスを利用する際のさまざまな手続きや契約、預貯金の出し入れ、生活に必要な利用料などの支払い手続き、年金手帳・証書や預金通帳など大切な書類の管理などをお手伝いします。

日常生活自立支援事業のサービスを利用する際には、利用する方といっしょに支援計画をつくり、契約をします。

主なサービスの内容

福祉サービスを安心して 利用できるようにお手伝いします。

- さまざまな福祉サービスの利用に関する情報の提供、相談
- 福祉サービスの利用における申込み契約の代行
- 入所、入院している施設や病院のサービスや利用に関する相談
- 福祉サービスに関する苦情解決制度の利用手続きの支援

※福祉サービスとは、介護保険法に基づく高齢者福祉サービス、障害者総合支援法に基づく知的障害者福祉サービス、精神障害者福祉サービスなどです。



毎日の暮らしに欠かせない、 お金の出し入れをお手伝いします。

- 福祉サービスの利用料金の支払い代行
- 病院への医療費の支払い手続き
- 年金や福祉手当の受領に必要な手続き
- 税金や社会保険料、電気、ガス、水道等の公共料金の支払いの手続き
- 日用品購入の代金支払いの手続き
- 預貯金の出し入れ、預金の解約の手続き



日常生活に必要な事務手続きの お手伝いをします。

- 住宅改修や居住家屋の賃借に関する情報提供、相談
- 住民票の提出等に関する手続き
- 商品購入に関する簡易な苦情処理制度（クーリング・オフ制度等）の利用手続き

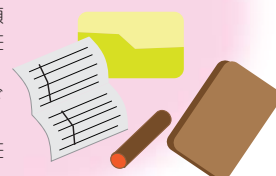


大切な通帳や証書などを 安全な場所でお預かりします。

- 保管を希望される通帳やハンコ、証書などの書類をお預かりします

※保管できるもの（書類等）年金証書、預金通帳、証書（保険証書、不動産権利証書、契約書など）、実印、銀行印、その他実施主体が適当と認めた書類（カードを含む）

※宝石、書画、骨董品、貴金属類や有価証券などはお預かりできません。



Q4 どうやったらサービスが 利用できるの？

A

まず、あなたが住んでいるまちの社会福祉協議会に連絡してください。
そこから手続きがスタートします。

相談の
受付

●社会福祉協議会に連絡してください

社会福祉協議会は全国すべての市町村に設置されています。本人以外でも、家族など身近な方、行政の窓口、民生委員、介護支援専門員や在宅福祉サービス事業者などを通じての問い合わせにも対応します。



相談、
打ち合わせ

●担当者がうかがいます

専門的な知識を持った担当者（専門員）が自宅や施設、病院などを訪問し、相談にのります。相談にあたっては、プライバシーに配慮し、秘密は必ず守ります。気軽に相談してください。



契約書、
支援計画
作成

●お困りのことを一緒に考え、支援計画をつくります

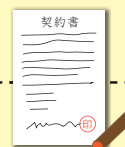
困っていることや希望をお聞きして、どのようなお手伝いをどれくらいの頻度で行うかなどをご本人と一緒に考えます。その後、契約内容・支援計画を提案します。



契約

●利用契約を結びます

契約内容に間違いがなければ、ご利用者と社会福祉協議会とが利用契約を結びます。



サービスの開始

●サービスが開始されます

支援計画にそって、担当職員がサービスを提供します。

Q5 サービス利用に費用は かかるの？

A

相談から、支援計画の作成、契約の締結は
無料です。サービスは、有料です。

●福祉サービス利用手続きの援助や金銭管理などのサービス……………1時間当たり **1,500円**

●通帳や証書などを預かる書類等預かりサービス……………1ヶ月当たり **500円**

(保管料)

※生活保護を受けている方は、利用料が免除されます。

※支援に伴う交通費についても、実費負担をしていただくことがあります。

(令和7年10月現在)

Q6 あんしんして利用できるよう 特別な配慮はありますか？

A 茨城県社会福祉協議会に、2つの委員会を設置しています。

一つ目は、利用者と社会福祉協議会の契約内容を審査するための「契約締結審査会」、もう一つは、サービス提供の適切さを監督するための「運営適正化委員会」を設置しています。

これらは、法律、福祉、医療の専門家と当事者組織などで構成し、適正な事業運営に努めています。



Q7 日常生活自立支援事業と 成年後見制度の違いは？

A 日常生活自立支援事業は、生活支援が基本、
成年後見制度は、法的な支援が基本です。

日常生活自立支援事業は、本人との契約により福祉サービス利用援助と日常的な金銭管理などを行う生活支援です。

これに対して、成年後見制度は、家庭裁判所が選任した後見人等（後見人、保佐人、補助人）が、本人に代わって財産の管理などに伴う契約、施設への入所契約等の法律行為を行うものです。

日常生活自立支援事業は、契約内容がある程度理解できる能力が必要ですが、判断能力が低下し、契約が結べない状況の場合には、成年後見制度により、後見人等（後見人、保佐人、補助人）を選任して、後見人等（後見人、保佐人、補助人）と社会福祉協議会の契約により、利用することができます。

その場合、契約締結審査会に諮ることとなります。



『成年後見制度』に関する問合せ先

公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート茨城支部
〒310-0063 水戸市五軒町1丁目3番16号 茨城司法書士会館内
TEL 029-302-3166 FAX 029-302-3177
受付時間／午前9時～午後5時まで（土日・祝日、年末年始を除く）

権利擁護・成年後見センター ばあとなあいばらき
（一般社団法人 茨城県社会福祉会）

〒310-0851 茨城県水戸市千波町1918番地 セキショウ・ウェルビーイング福祉会館5階
TEL 029-244-9030 FAX 029-244-9052
受付時間／午前10時～午後3時まで（土日・祝日、年末年始を除く）

日常生活自立支援事業の 利用事例

ひとり 一人ひとりの暮らしを しっかりサポート

ホームヘルパーの利用と通帳管理 吉田花子さん(78歳)※仮名

吉田さんは現在、ひとり暮らし。最近「通帳の置き場が時々わからなくなる」など不安を感じていました。また、ホームヘルパーを利用したいと思ってましたが、どうやって手続きをしたらよいかわかりませんでした。そんな不安を思い切って民生委員に相談したことが、日常生活自立支援事業を知るきっかけとなりました。

契約にあたっては、社会福祉協議会の専門員が吉田さん宅を訪れ、事業の目的やサービスの内容について説明してくれました。

吉田さんの担当となった生活支援員は、同じ市内に住む山田さん。サービスの内容は福祉サービスの利用援助と日常的な金銭管理の支援です。毎月2回生活支援員が訪れ、銀行から生活費を下ろしてきてくれます。吉田さん宛ての郵便物のなかで支払いの必要なものがあれば、いっしょに確認をして手続きのお手伝いをして吉田さんの暮らしをしっかりとサポートしています。



日常的な金銭管理のお手伝い 古川一郎さん(35歳)※仮名

古川さんはひとり暮らしをしながら地域の作業所に通っています。身の回りのことはほとんど自分でできますが、お金の計算、特に何を買うのにいくらかかるのかを考えて使うのが苦手です。同じ作業所の職員が、社会福祉協議会に相談したことがきっかけで、日常生活自立支援事業のサービスを利用することになりました。

生活支援員の太田さんは、特別支援学校の先生をしていた人です。古川さんは毎週1回太田さんに来てもらい、その週に使うお金について相談します。その後いっしょに銀行に行ってお金を下ろしてきます。今では、「お金がどれくらいあるのか心配なときは、太田さんに聞けばわかるので安心です」と古川さんは話しています。

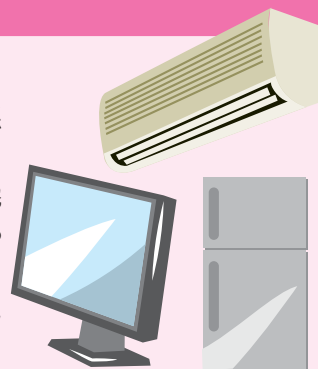


契約、買い物などのお手伝い 鈴木弘美さん(40歳)※仮名

鈴木さんは、現在はアパートでひとり暮らしをしながら、昼間は病院のデイケアに通っています。以前から契約などで判断に迷うことがあったり、友だちとの人間関係の悩みを周りに相談することができず、とても心配になってしまうことがありました。

日常生活自立支援事業でのサービスの内容は、月に1回、生活支援員が鈴木さん宅を訪れ、その月に必要なお金を下ろしてきます。電化製品などの買い物をするときや定期預金の解約などについても相談をします。

生活支援員の大塚さんは、ボランティアグループで活動している行動派です。そんな大塚さんとのおしゃべりも楽しみだと、鈴木さんは話しています。



ご相談・お問い合わせは、最寄りの市町村社会福祉協議会へ

名 称	所在地・電話・FAX番号	名 称	所在地・電話・FAX番号
水戸市社会福祉協議会	〒311-4141 水戸市赤塚1-1 (MOS2階) 水戸市福祉ボランティア会館 TEL/029-309-5001 FAX/029-309-5525	筑西市社会福祉協議会	〒308-0806 筑西市小林355 筑西市総合福祉センター TEL/0296-22-5191 FAX/0296-25-2400
日立市社会福祉協議会	〒317-0073 日立市幸町1-17-1 ヒタチエ 別館3階 TEL/0294-87-7222 FAX/0294-24-2880	坂東市社会福祉協議会	〒306-0632 坂東市辺田48 岩井福祉センター夢楨館 TEL/0297-35-4811 FAX/0297-36-2355
土浦市社会福祉協議会	〒300-0036 土浦市大和町9-2 土浦市総合福祉会館ウララ2ビル TEL/029-821-5995 FAX/029-824-4118	稲敷市社会福祉協議会	〒300-0504 稲敷市江戸崎甲1992 稲敷市江戸崎福祉センター TEL/029-892-5711 FAX/029-892-5922
古河市社会福祉協議会	〒306-0213 古河市北利根10 たんぽぽ館 TEL/0280-23-1108 FAX/0280-33-6777	かすみがうら市社会福祉協議会	〒300-0121 かすみがうら市穴倉5462 TEL/029-898-2527 FAX/029-898-3523
石岡市社会福祉協議会	〒315-0195 石岡市柿岡5680-1 石岡市八郷総合支所3階 TEL/0299-36-4311 FAX/0299-36-4312	桜川市社会福祉協議会	〒309-1223 桜川市鍛冶612 桜川市岩瀬福祉センター TEL/0296-76-1357 FAX/0296-76-2961
結城市社会福祉協議会	〒307-0001 結城市大字結城1194 結城市健康増進センター内 TEL/0296-33-0225 FAX/0296-33-1037	神栖市社会福祉協議会	〒314-0121 神栖市溝口1746-1 神栖市保健・福祉会館 TEL/0299-93-0294 FAX/0299-92-8750
龍ヶ崎市社会福祉協議会	〒301-0836 龍ヶ崎市3543 龍ヶ崎市役所保健福祉棟1階 TEL/0297-62-5176 FAX/0297-62-5575	行方市社会福祉協議会	〒311-3512 行方市玉造甲478-1 行方市地域包括支援センター TEL/0299-36-2020 FAX/0299-55-4545
下妻市社会福祉協議会	〒304-0064 下妻市本城町2-22 TEL/0296-44-0142 FAX/0296-44-0559	鉾田市社会福祉協議会	〒311-1528 鉾田市当間228 鉾田市老人福祉センター第1ともえ荘 TEL/0291-32-5831 FAX/0291-32-5832
常総市社会福祉協議会	〒303-0034 常総市水海道天満町2472 TEL/0297-23-2233 FAX/0297-23-2234	つくばみらい市社会福祉協議会	〒300-2395 つくばみらい市福田195 伊奈庁舎内 TEL/0297-57-0203 FAX/0297-58-5811
常陸太田市社会福祉協議会	〒313-0041 常陸太田市稲木町33 常陸太田市総合福祉会館 TEL/0294-73-1717 FAX/0294-72-5449	小美玉市社会福祉協議会	〒311-3436 小美玉市上玉里1122 小美玉市玉里保健福祉センター TEL/0299-58-7770 FAX/0299-37-1552
高萩市社会福祉協議会	〒318-0031 高萩市春日町3-10 高萩市総合福祉センター TEL/0293-23-8341 FAX/0293-23-8342	茨城町社会福祉協議会	〒311-3131 東茨城郡茨城町小堤1037-1 茨城町総合福祉センターゆうゆう館 TEL/029-292-7141 FAX/029-292-3232
北茨城市社会福祉協議会	〒319-1542 北茨城市磯原町本町2-4-16 北茨城市地域福祉交流センター TEL/0293-42-0782 FAX/0293-42-7666	大洗町社会福祉協議会	〒311-1305 東茨城郡大洗町港中央26-1 大洗町健康福祉センターゆっく健康館 TEL/029-266-3021 FAX/029-266-2739
笠間市社会福祉協議会	〒309-1704 笠間市美原3-2-11 笠間市地域福祉センターともべ TEL/0296-77-0730 FAX/0296-78-3933	城里町社会福祉協議会	〒311-4303 東茨城郡城里町石塚1428-1 城里町常北保健福祉センター TEL/029-288-7013 FAX/029-288-7021
取手市社会福祉協議会	〒302-0021 取手市寺田5144-3 取手市福祉交流センター TEL/0297-72-0603 FAX/0297-73-7179	東海村社会福祉協議会	〒319-1112 那珂郡東海村村松2005 東海村総合福祉センター絆 TEL/029-282-2804 FAX/029-283-4535
牛久市社会福祉協議会	〒300-1292 牛久市中央3-15-1 牛久市役所分庁舎 TEL/029-871-1295 FAX/029-871-1296	大子町社会福祉協議会	〒319-3526 久慈郡大子町大子722-1 大子町文化福祉会館まいん TEL/0295-72-2005 FAX/0295-72-1121
つくば市社会福祉協議会	〒300-3257 つくば市筑穂1-10-4 つくば市役所大穂庁舎 TEL/029-879-5511 FAX/029-879-5501	美浦村社会福祉協議会	〒300-0424 稲敷郡美浦村受領1546-1 美浦村ティサースピセンター TEL/029-885-0038 FAX/029-840-4552
ひたちなか市社会福祉協議会	〒312-0041 ひたちなか市西大島3-16-1 ひたちなか市総合福祉センター TEL/029-274-3241 FAX/029-275-0606	阿見町社会福祉協議会	〒300-0331 稲敷郡阿見町阿見4671-1 阿見町総合保健福祉会館さわやかセンター TEL/029-887-0084 FAX/029-887-9934
鹿嶋市社会福祉協議会	〒314-0012 鹿嶋市平井1350-45 鹿嶋市総合福祉センター TEL/0299-82-2621 FAX/0299-83-0242	河内町社会福祉協議会	〒300-1331 稲敷郡河内町生板9593-1 河内町福祉センター TEL/0297-84-2830 FAX/0297-84-4060
潮来市社会福祉協議会	〒311-2421 潮来市辻765 潮来市保健センター TEL/0299-63-1296 FAX/0299-63-1265	八千代町社会福祉協議会	〒300-3572 結城郡八千代町菅谷1033 八千代町保健センター TEL/0296-49-3949 FAX/0296-49-3866
守谷市社会福祉協議会	〒302-0116 守谷市大柏954-3 いきいきプラザ・げんき館 TEL/0297-45-0088 FAX/0297-48-5554	五霞町社会福祉協議会	〒306-0303 猿島郡五霞町江川3201 五霞町福祉センターひばりの里 TEL/0280-84-0765 FAX/0280-84-3887
常陸大宮市社会福祉協議会	〒319-2254 常陸大宮市北町388-2 常陸大宮市総合保健福祉センターかがやき TEL/0295-53-1125 FAX/0295-53-1275	境町社会福祉協議会	〒306-0404 猿島郡境町長井戸1681-1 境町社会福祉会館 TEL/0280-87-2525 FAX/0280-87-5825
那珂市社会福祉協議会	〒311-0105 那珂市菅谷3198 那珂市総合保健福祉センターひだまり内 TEL/029-298-8881 FAX/029-298-8890	利根町社会福祉協議会	〒300-1632 北相馬郡利根町下曾根254 利根町健康増進等複合施設 TEL/0297-68-7771 FAX/0297-68-8072

茨城県日常生活
自立支援センター

場 所●茨城県水戸市千波町1918 茨城県社会福祉協議会内
TEL/029-241-1134 FAX/029-241-1434
利用時間●月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分（祝日・年末年始は除く）